

小学校の夏季休業期間を迎えるにあたり、放課後児童クラブにおける食事提供に対して配慮
いただきたい事項についてお知らせいたします。

事 務 連 絡
令 和 6 年 7 月 9 日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

放課後児童クラブにおける
小学校長期休業期間中の食事提供について

日頃より、放課後児童健全育成の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、適切に対応いただいているところです。今般、放課後児童クラブにおける食事提供について、「放課後児童クラブにおける食事提供について」（令和5年6月28日付け当課事務連絡）を発出したところですが、小学校における夏季休業が近づいていることから改めて周知いたします。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）及び運営指針において、小学校における夏季休業等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げていないため、地域の実情に応じた対応をお願いいたします。なお、放課後児童クラブで食事提供を行う場合は、運営指針にあるとおり、食物アレルギーへの配慮や、感染症や食中毒の発生防止や発生時の対応について定めることが必要と考えられます。あわせて、「放課後児童クラブ運営指針解説書（改訂版）」（令和3年4月5日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参照いただくようお願い致します。

また、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助を行っており、昼食等の発注業務についてはその業務範囲と考えますので、活用をご検討ください。

なお、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等のこどもについては、特に、小学校における夏季等の長期休業期間中等の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市区町村におかれては、こどもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、「地域こどもの生活支援強化事業の実施について」（令和5年12月13日付けこ支家第310号）に基づく「地域こどもの生活支援強化事業」等の活用により、放課後児童クラブ等において、こどもたちが弁当の持参・購入が難しい場合の宅食（弁当の配達）、フードバンク（食料品の配布）等による支援を行うなど、貴団体内の関係部署とも連携しながら、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL: 03-6861-0303
E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

こども家庭庁支援局家庭福祉課こどもの貧困対策担当
TEL: 03-6859-0183
E-mail: taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp